

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第8号

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例

亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）～（6） 略]</p> <p>（7）投下固定資産総額 事業者が事業所の立地等に伴い新たに取得した施設等（土地にあっては、当該立地等を行った事業所の操業を開始した日前3年 <u>（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、市長が必要と認める期間）</u> 以内に取得したものを含む。）の取得価額の合計額をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）～（6） 略]</p> <p>（7）投下固定資産総額 事業者が事業所の立地等に伴い新たに取得した施設等（土地にあっては、当該立地等を行った事業所の操業を開始した日前3年以内に取得したものを含む。）の取得価額の合計額をいう。</p>

[(8) 及び (9) 略]

附 則

(この条例の失効)

- 3 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者又は当該指定事業者以外の事業者でこの条例の失効前に土地（その取得価額が投下固定資産総額に含まれるものに限る。）を取得しているものに係る奨励措置については、なお従前の例による。

[(8) 及び (9) 略]

附 則

(この条例の失効)

- 3 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に第4条第2項の規定により指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。